1　承継年月日
2　被承継者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
3　承継の原因
備考　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（日本工業規格　A 4）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十五の二、第十九条の五十四及び第四十八条第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月一日

国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第二章の五　（略）	第一章～第二章の五　（略）
第二章の六　船舶からの排出ガスの放出の規制（第十二条の十七の五の二―第十二条の十七の二十一）	第二章の六　船舶からの排出ガスの放出の規制（第十二条の十七の五の二―第十二条の十七の十五）
第二章の七　船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制等（第十二条の十七の二十二―第十二条の十八）	第二章の七　船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制等（第十二条の十七の十六―第十二条の十八）
第三章～第五章　（略）	第三章～第五章　（略）
附則	附則
（燃料油消費実績報告履行確認書の交付）	（新設）
第十二条の十七の十五　地方運輸局長（船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長を含む。）、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。第十二条の十七の十七から第十二条の十七の二十まで、第三十七条の三の四、第三十七条の三の八及び第三十七条の六において同じ。）は、第三十八条第一項の表第五号の規定による報告が法第十九条の二十五第一項の承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書に従つて行われたことを確認したときは、報告者に燃料油消費実績報告履行確認書を交付しなければならない。	
2　前項の燃料油消費実績報告履行確認書（以下「燃料油消費実績報告履行確認書」という。）は、第一号の十六様式によるものとする。	
3　燃料油消費実績報告履行確認書の有効期間は、当該燃料油消費実績報告履行確認書を交付した日からその日の属する年の翌年の五月三十一日までとする。	

1　承継年月日
2　被承継者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
3　承継の原因

（日本工業規格　A 4）